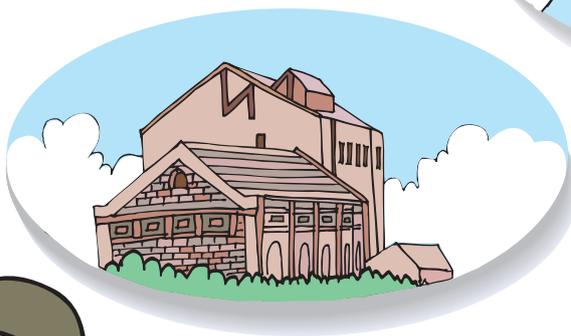


尼崎市男女共同参画計画



平成19年度～平成23年度
尼崎市

は じ め に



男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の社会に求められる最重要課題と位置づけられています。

現在、尼崎市においては、市民、事業者、行政それぞれが助け合いながら、一人ひとりが描いている夢の実現に向かって進んでいけるまち、「夢、アシスト、あまがさき。」を目指し21世紀のまちづくりに全力で取り組んでおります。そこで平成17年12月には「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」を制定し、男女共同参画社会づくりに関する取り組みを進めてきました。そしてこの度、条例の理念を具体化する行動計画として「尼崎市男女共同参画計画」を策定しました。

今後、本計画の推進にあたっては、男女共同参画にかかる啓発活動や政策・方針の企画・決定における女性の参画拡大などに総合的に取り組むとともに、その進捗状況について、「尼崎市男女共同参画審議会」において毎年度点検していき、その実効性を確保して参りたいと考えております。

また、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場において男女共同参画の視点を持った地域づくりを実現するためには、市民、事業者、行政との「協働」による取り組みを欠かすことができません。

この計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました尼崎市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、計画案にご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

平成 19 年 4 月

尼崎市長 白井 文

目次

I	計画の策定にあたって	1
1	計画の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	男女共同参画施策の状況	2
II	計画の基本的な考え方	5
1	基本理念	5
2	基本目標	6
3	施策体系	9
III	施策の展開	10
1	男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶	10
(1)	女性に対するあらゆる暴力の根絶と自立支援	10
(2)	メディアにおける女性の人権尊重	12
(3)	国籍や性をこえた人権の尊重	12
(4)	ひとり親家庭などの福祉の増進	13
(5)	障がい者・高齢者福祉の充実	14
(6)	国際的連帯の推進	15
2	社会の制度・慣行等の見直し	16
(1)	学校等における男女共同参画の推進	16
(2)	社会における男女共同参画の推進	17
3	政策・方針の企画・決定における女性の参画拡大	19
(1)	政策形成への女性の参画の促進	19
(2)	女性のリーダーシップの養成	20
4	ワーク・ライフ・バランスの確立	21
(1)	家庭と仕事の両立支援	21
(2)	就労機会の拡大	23
(3)	男女共同参画をめざす職場づくり	24
(4)	多様な働き方に対する支援	25
(5)	まちづくりへの男女共同参画の促進	25
5	女性の生涯にわたる健康の確保	27
(1)	性と生殖の健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する意識の浸透	27
(2)	女性の一生にわたる健康の保持増進	27

IV	計画の推進	29
1	計画の推進体制	29
2	進捗状況の点検.....	29
3	数値目標.....	29

資料編

	尼崎市男女共同参画社会づくり条例.....	33
	尼崎市男女共同参画審議会規則.....	38
	尼崎市男女共同参画審議会委員名簿.....	39
	尼崎市男女共同参画審議会開催経緯等.....	40
	尼崎市と国内外の男女共同参画に関する動き.....	41
	男女共同参画社会基本法.....	43

I 計画の策定にあたって

1 計画の目的

男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

本市においては、平成12年に策定した「尼崎市男女共同参画プラン」(平成12～18年度)に基づき、男女共同参画社会づくりにかかる意識啓発や施策の推進にあたってきました。

しかし、固定的な性別役割分担意識が依然として残っているなど、男女共同参画社会の実現に向けてなお一層の努力が必要とされる状況を勘案し、平成17年12月には「尼崎市男女共同参画社会づくり条例(平成17年尼崎市条例第59号)」を制定しました。

この条例の理念を具体化し、新たな社会状況等に対応して、男女共同参画促進施策等を総合的かつ計画的に実施していくための行動計画として「尼崎市男女共同参画計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」第9条および「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく計画です。
- 本計画は、「尼崎市男女共同参画プラン」(平成12～18年度)による取組の成果や課題を踏まえ、新たに策定する計画です。
- 本計画は、本市の「基本構想」(平成3年11月～平成37年)および「第2次基本計画」(平成13～22年度)の部門別計画であり、他の部門別計画との整合を図った計画です。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とします。

4 男女共同参画施策の状況

尼崎市では、昭和49年に尼崎市立勤労婦人センターを設置するなど、勤労者のまちとして、早くから勤労女性の福祉増進に努めてきました。平成5年には女性施策の総合的、計画的推進を図るために「尼崎市女性行動計画」を策定するとともに、尼崎市立勤労婦人センターを尼崎市立女性・勤労婦人センター（愛称トレピエ）として再整備しました。

平成12年には男女共同参画社会基本法を踏まえ、「尼崎市女性行動計画」を改定し、「尼崎市男女共同参画プラン」(平成12～18年度)を策定しました。プランの推進にあたっては、市民代表等による「尼崎市男女共同参画プラン推進懇話会」（平成13年9月設置）において推進状況の評価等を行うとともに、庁内組織である「尼崎市男女共同参画推進本部」（平成12年11月設置）において全庁的に施策を推進してきました。こうした中で、平成14年7月には男女共同参画の視点に立った適切な表現を選ぶための参考として「男女表現ガイドライン」を、また、同時期にドメスティック・バイオレンス^{注1)}への対応と解決の基本的方向を示した「DV対策」を作成しました。

さらに平成17年12月には、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的かつ計画的に推進していくため、「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」を制定しました。

●世界の動き●

国連は、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」と定めるとともに、昭和51年(1976年)から昭和60年(1985年)を「国際婦人の10年」と位置付け、世界の女性の地位向上に向けて国際的な行動を進めてきました。

昭和54年(1979年)には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、各国の取組が一層推進されることになりました。

平成7年(1995年)に北京で開催された第4回世界女性会議では、21世紀に向けて男女平等や女性の地位向上の指針となる「世界女性行動綱領」と、「北京宣言」を採択しました。

また、平成12年(2000年)6月には、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアチブ」が採択されました。さらに、平成17年(2005年)には、「北京+10」が開催され、「北京宣言」と「世界女性行動綱領」の再確認と各国政府に更なる行動を求める「政治宣言」が採択されました。

注1) 夫や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振られる暴力のことで、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力が含まれます。暴力の被害者は、多くの場合女性です。

● 国の動き ●

政府では、これまで国連を中心とした世界的な取組と連動して、男女共同参画社会への取組が進められ、昭和50年(1975年)には総理府に婦人問題企画推進本部の設置、昭和52年(1977年)には「国内行動計画」の策定、昭和60年(1985年)には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」の制定(平成9年(1997年)に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」に改正)、さらに平成8年(1996年)には、北京で開催された第4回世界女性会議などを踏まえた「男女共同参画2000年プラン」の策定などがなされました。

平成11年(1999年)には男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が制定されました。翌年の平成12年(2000年)には、初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、平成13年(2001年)の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定(平成16年(2004年)改正)など、男女共同参画推進に向けた法整備も進められました。

平成17年(2005年)には、新たに「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。

男女共同参画基本計画(第2次)のポイント

- 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 女性のチャレンジ支援
- 男女雇用機会均等の推進
- 仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し
- 新たな分野への取組
- 男女の性差に応じた的確な医療の推進
- 男性にとっての男女共同参画社会
- 男女平等を推進する教育・学習の充実
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す

● 県の動き ●

兵庫県では、平成4年（1992年）に女性施策の展開拠点として「県立女性センター」を設置しました。

平成13年（2001年）3月には、男女共同参画社会基本法に基づく「兵庫県男女共同参画計画—ひょうご男女共同参画プラン21—」（平成13年度～22年度）が策定され、さらに平成14年（2002年）3月には「男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。「兵庫県男女共同参画計画—ひょうご男女共同参画プラン21—」の具体的施策については平成18年3月に「後期実施計画」が策定されました。

また、平成18年4月には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律にもとづく「兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」が策定されました。

兵庫県男女共同参画計画 「ひょうご男女共同参画プラン21(後期実施計画)」のポイント

- チャレンジしたい女性に対する支援の一層の充実
- 地域活動における男女共同参画の取り組みの一層の推進
- 子育て支援策の一層の充実
- DV対策の一層の充実
- 生涯を通じた女性の健康支援の一層の充実
- 高齢者虐待防止対策の一層の充実
- 防災・災害復興への取り組みの促進

Ⅱ 計画の基本的な考え方

1 基本理念

条例に掲げる7つの男女共同参画社会づくりにおける基本理念を、この計画の基本理念とします。

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするよう配慮されること。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者の活動の方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

家庭生活における活動と職域や学校、地域等での活動を両立して行うことができること。

5 国際的協調

男女共同参画社会づくりは、国際社会における取組を踏まえながら行われること。

6 互いの性の尊重と健康な生活への配慮

男女が、互いの性を尊重し、その身体について理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

7 市民の参画と協働

市民一人ひとりが、主体的かつ自律的に男女共同参画社会づくりのための活動に参画し、共に取り組むこと。

2 基本目標

男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶

男女共同参画社会を実現するためには、女性も男性も、すべての人々が、様々な状況にある一人ひとりを大切にし、その人権を尊重することが不可欠です。

しかし、現実に重大な人権侵害行為は存在しており、特に女性に対する暴力は、女性に対する差別意識に根ざした社会的・構造的な問題であり、被害が潜在化しやすいものです。女性に対する暴力を許さない社会の実現のためには、性別による固定的な役割分担意識や上下関係の意識、経済力の格差などの解消が求められ、啓発を含めた様々な対策が必要ですが、特に被害者の保護や自立支援などに関係機関が連携して取り組んでいきます。

女性の人権については、メディアにおいて女性の人権を侵害するような表現などもみられ、個人が情報を主体的に読み解いていく能力を身につける支援を行います。

また、性別や国籍、障害の有無、家族の状況にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できるような生活環境を確保していく必要もあります。多文化共生の視点から外国籍の市民に対する支援を進めるとともに、性的マイノリティー^{注2)}の人々についての理解が広がるような啓発を進めます。さらに、ひとり親家庭や障がい者、高齢者についても社会全体で支えていく考え方に立って、充実した生活が送れるように支援します。

社会の制度・慣行等の見直し

我が国社会にとっての最重要課題である男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画社会の意義を認識し、行動していくことが最も重要です。

男女共同参画社会づくりに関して、市においても様々な啓発を進めてきましたが、社会には「男は仕事、女は家庭」など性別による固定的な役割分担意識や、社会的性別(ジェンダー)^{注3)}に基づく様々な社会慣行が根強く残っています。社会のあらゆる場面において、男女共同参画の視点から制度や慣行を見直すことができるよう、女性・勤労婦人センター(以下、「女性センター」という。)を中心として市民への啓発を進めます。

子どもの成長過程における意識形成に大きな役割を果たす教育の現場においては、子どもが自分の個性に応じて自分らしい生き方ができるよう、男女共同参画の視点に沿った教育を推進します。

注2) 性同一性障害(生物学的な性と心理的・社会的な性が個人の中で自己認識として一致しないこと)、同性愛、インターセックス(先天的に身体上の性別が不明確なこと)の人々などのことです。

注3) 人間には生まれつきの生物学的性別がありますが、一方で社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別(ジェンダー)」と言います。

政策・方針の企画・決定における女性の参画拡大

男性と女性それぞれに与える影響を考慮した政策を推進し、男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等な構成員として政策・方針決定の場に参画することが重要です。

そのため、現状では指導的立場や政策決定の場への参画が低率に留まっている女性を、審議会等において積極的に登用していきます。さらに、政策決定過程への女性職員の参画を確保するとともに、職場としての市役所が積極的改善措置（ポジティブ・アクション^{注4)}）の取組を民間のモデルとして示していくために、女性職員の管理職への登用等を推進します。

そして、このような女性の参画を支援するために、リーダーシップの養成等に取り組みます。

ワーク・ライフ・バランスの確立

男女が共に仕事と家庭・地域での活動の調和のとれた生活を送るためには、家庭や地域における役割を男女が平等に果たし、また、男女が共に働きやすい環境を作ることが必要です。

家庭において、男女が家族の一員としての責任を持ち、家庭生活を共に担うことができるよう、また、次代を担う子どもに性別による固定的な役割分担意識を持たせることのないように、啓発などを推進します。さらに、過度にストレスのある働き方を見直し、男性が家庭での育児や地域活動に参加できるよう、事業所等に対する啓発を進めます。

働くことは、男女ともに自らの個性と能力を十分に発揮することにつながるとともに、女性が経済的な自立を図るために必要なことでもあります。結婚・出産などがあっても女性が就業を継続しやすいように仕事と家庭の両立支援を行うとともに、子育て等でいったん退職した女性が就労・起業といったチャレンジをするための能力開発等の支援を推進します。

さらに、男女が共に地域での活動を担っていくことができるよう支援します。仕事中心の生活を送ってきた男性が地域の中で活躍の場を見いだしたり、より多くの女性が環境保全活動や防災活動などに参画したりすることで、男女の多様な発想を活かしたまちづくりを展開します。

注4) 自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

女性の生涯にわたる健康の確保

女性は、妊娠や出産など、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面します。

そのため、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）^{注5)}の視点に立って、女性の生涯にわたる健康の保持増進に取り組みます。近年、望まない妊娠や低年齢層の性感染症などの問題が増えています。これらによって生涯にわたる健康障害をもたらしてしまうことのないよう、特に若年層に対する教育や啓発を推進します。

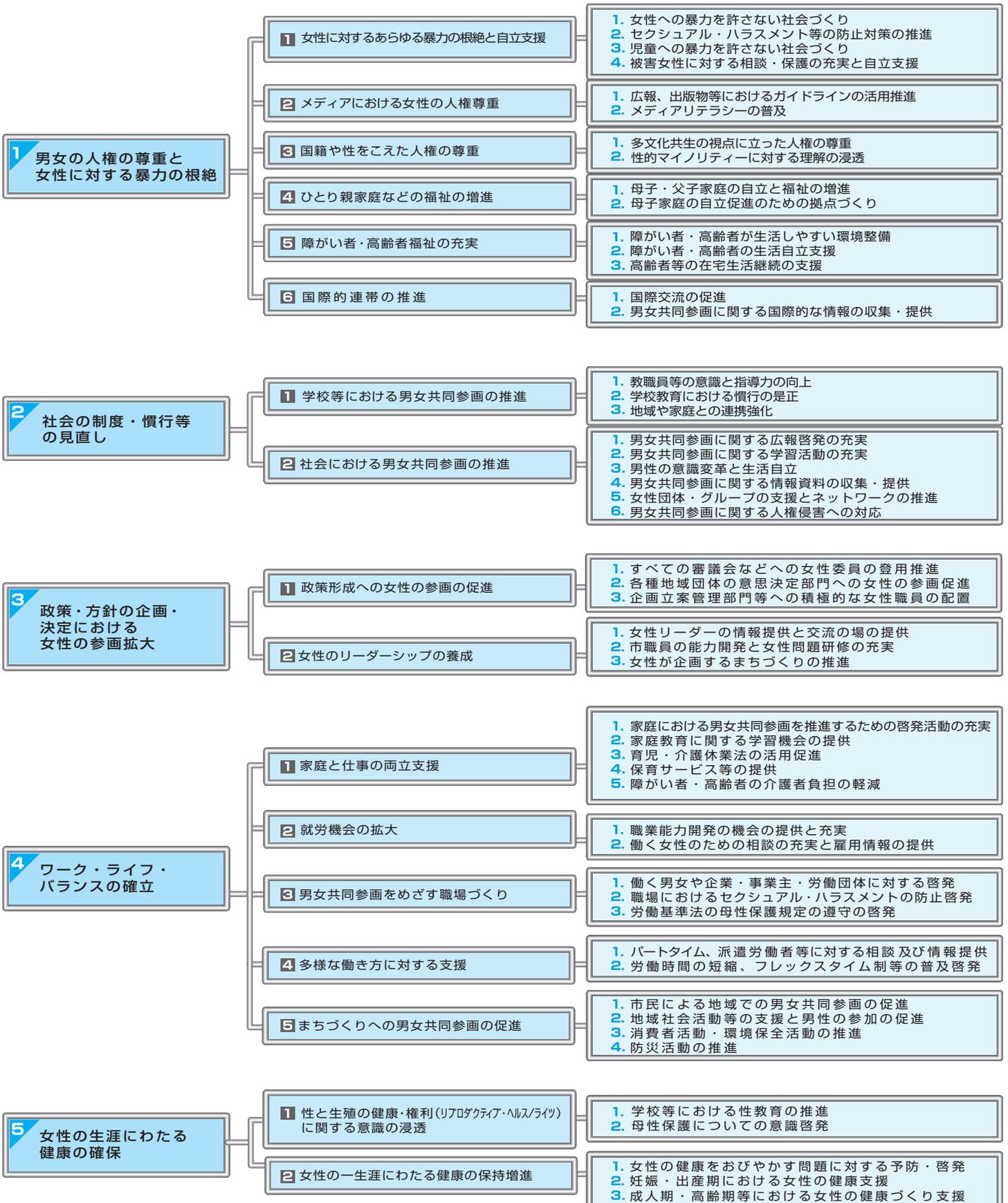
注5) 平成6年(1994年)の国際人口・開発会議(カイロ)で提唱され、平成7年(1995年)の第4回世界女性会議(北京)の行動綱領にも盛り込まれた概念です。リプロダクティブ・ヘルスは、性や生殖に関わるあらゆることから、身体的にも精神的にも社会的にも、より良く生きられることを指し、人々が妊娠、出産、避妊などについて決める自由をもつことなどを意味します。リプロダクティブ・ライツは、リプロダクティブ・ヘルスに関する自己決定の権利、そのための情報と手段を得る権利です。

3 施策体系

基本目標

方針

施策の方向



Ⅲ 施策の展開

1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶と自立支援

配偶者等からの暴力は被害が潜在化しやすく、社会の理解も不十分でしたが、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、問題が徐々に顕在化してきている状況にあります。被害者は相手との関係を断ち切ることができず、被害がエスカレートすることが多く、適切かつ十分に支援する必要があります。

被害者への支援については、相談や一時保護、自立支援等、関係機関が連携して総合的に取り組めます。

また、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為の防止のための啓発に取り組み、児童への暴力等に関する対策も含め、あらゆる形態の暴力を許さない社会づくりを進めます。^{注6)}

<施策の方向> 1. 女性への暴力を許さない社会づくり

NO	事業名	事業内容	所管課
1111	女性の人権に関する啓発の実施	人権講演会、キャンペーン、啓発映画、FMあまがさきスポット放送等を実施するなかで女性の人権問題を正しく認識し、配偶者等からの暴力の根絶や女性の社会参画を一層推進する環境づくりに努める。	人権啓発・国際化担当
1112	配偶者等からの暴力の問題についての啓発	配偶者や恋人・元配偶者や元恋人等からの暴力の問題について、講座の実施や情報提供により啓発する。	女性・消費生活課
1113 ★	性犯罪、売買春、ストーカー行為等の問題についての啓発	性犯罪、売買春、ストーカー行為等の女性に対するあらゆる形態の暴力の問題について、研修や啓発資料の提供を進める。	女性・消費生活課

★新規事業

(「尼崎市男女共同参画プラン」(平成12～18年度)に掲載されておらず、本計画で新たに位置づけるものを新規事業と表示しています。)

<施策の方向> 2. セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

NO	事業名	事業内容	所管課
1121	セクシュアル・ハラスメントをはじめとする様々なハラスメントの防止対策	セクシュアル・ハラスメントをはじめとする様々なハラスメントの問題について、研修や啓発資料の提供により、地域等でのセクシュアル・ハラスメントの防止を図る。	女性・消費生活課
1122	セクシュアル・ハラスメント防止対策	セクシュアル・ハラスメント発生時の相談体制や窓口対応方法を明確にした「職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する基本指針」(平成18年10月改定)にもとづき対策を推進する。女性弁護士による外部相談員を設置するとともに、課長研修及び倫理啓発週間の取組で周知徹底を図る。	人事課

注6) 職域・学校・地域・家庭その他の社会のあらゆる場において、性的な言動により相手方の生活の環境を害し、または性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることです。

NO	事業名	事業内容	所管課
1123	セクシュアル・ハラスメント防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎市倫理啓発推進委員会のセクシュアル・ハラスメント防止に関する基本指針、県教委指針の活用を通して、セクシュアル・ハラスメントの防止策、相談窓口、処理方法等について周知を図る。 ・セクシュアル・ハラスメントのない快適な学校をつくるために、教職員一人ひとりが人権意識を磨くことを通じて、よりよい学校環境づくりに努める。 	職員課 学校教育課 教育総合センター

<施策の方向> 3. 児童への暴力を許さない社会づくり

NO	事業名	事業内容	所管課
1131	子どもの人権に関する啓発の実施	人権講演会、キャンペーン、啓発映画、FMあまがさきスポット放送等を実施するなかで、子どもに対する身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児放棄）、心理的虐待の問題等の知識の普及や情報の提供に努め、子どもを取り巻くすべての人びとの人権意識の高揚に努める。	人権啓発・国際化担当
1132	家庭児童相談の実施	福祉事務所家庭児童相談室の家庭児童相談員による家族や児童虐待等に係る相談事業を実施する。	福祉課
1133 ★	尼崎市要保護児童対策地域協議会の実施	尼崎市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との情報交換・連携強化等を図り、虐待児童等要保護児童の早期発見・早期対応に務める。	こども青少年企画課

★新規事業

<施策の方向> 4. 被害女性に対する相談・保護の充実と自立支援

NO	事業名	事業内容	所管課
1141	母子生活支援施設の充実	母子生活支援施設において、被害女性の緊急保護を行い、自立を支援する。	こども課
1142 ★	民間シェルター設置の促進	民間シェルターの設置を促進するため、開設の支援を行い、DV被害者の一時的な保護の充実を図る。	尼崎市民福祉振興協会（福祉課）
1143	婦人相談員による相談の実施	福祉事務所の婦人相談員によるDV等に係る相談事業を実施する。	福祉課
1144	女性センターにおける相談の充実	子育てや介護、家族や夫との関係など女性が抱える様々な問題について弁護士、フェミニストカウンセラーによる相談を充実する。	女性・消費生活課
1145 ★	市営住宅への優先入居の実施（DV被害者世帯等）	3戸以上募集住宅について、募集戸数の2割の戸数を優先して抽選を行う。	住宅政策課
1146	関係諸機関による連携会議の開催	DV関係機関や支援団体が相互に連携し、被害者の保護から防止までの総合的な施策を推進するため、「尼崎市DV防止ネットワーク会議」を運営する。	女性・消費生活課

★新規事業

2 メディアにおける女性の人権尊重

インターネットや携帯電話の利用が急速に広がるなど情報化が進む中で、メディアにおいて、性の商品化や暴力表現といった女性の人権侵害、男女の役割を固定化するような表現などがみられます。

そのため、そのような情報を個人が主体的に読み解くとともに、メディアを使って自分の考えを表現していく能力を身につける啓発を進めます。また、市が発信する広報や出版物においては「男女表現ガイドライン」を活用して適切な表現に努めていくとともに、事業者等に対してもガイドラインの情報を提供していきます。

<施策の方向> 1. 広報、出版物等におけるガイドラインの活用推進

NO	事業名	事業内容	所管課
1211	表現ガイドラインの活用推進	男女共同参画の視点から適切な表現を選ぶため、刊行物等の作成において「男女表現ガイドライン」の活用を推進する。また、事業者等に対しても情報提供をする。	女性・消費生活課
1212	広報媒体における「男女表現ガイドライン」の活用	市が発信する広報や出版物において、人権に配慮した男女表現のあり方を示した「男女表現ガイドライン」の活用を推進する。	広報課

<施策の方向> 2. メディアリテラシーの普及

NO	事業名	事業内容	所管課
1221	メディアリテラシー ^{注7)} の普及	性の商品化や性別による固定的な役割分担意識を助長する表現などに対して、主体的に読み解く能力を身に付けることができるよう啓発講座を実施する。	女性・消費生活課

3 国籍や性をこえた人権の尊重

尼崎市内には12,525人（平成18年3月）の外国籍の市民が暮らしていますが、この方々に対しても、生活上必要な情報や男女共同参画関連情報が提供できるように努めます。

また、平成16年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されましたが、性同一性障害などの性的マイノリティー^{注8)}の人々についての理解が広がるよう、講座の実施などに取り組みます。

<施策の方向> 1. 多文化共生の視点に立った人権の尊重

NO	事業名	事業内容	所管課
1311 ★	外国籍市民に対する情報提供のための支援	日本語のわからない外国籍市民が市役所に来庁した際、外国語のできる職員を応援派遣し、外国籍市民との意思疎通の円滑化を支援する。	秘書課 (国際交流担当)
1312 ★	外国語での広報の推進	エフエムあまがさきの市政広報番組において、外国籍市民の暮らしに役立つ情報を6カ国語で放送する。また、市内のみどころなどを紹介したリーフレット「尼崎新発見」の英訳版をホームページに掲載する。	広報課

注7) 情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力のことです。

注8) 6ページの注2)参照

NO	事業名	事業内容	所管課
1313 ★	多文化共生のための啓発の実施	人権研修会、FMあまがさきスポット放送等を実施するなかで、国籍や民族の異なる人々がお互いの文化的違いを認め合える環境づくりに努める。	人権啓発・国際化担当
1314 ★	外国語での男女共同参画関連情報の提供	女性センターからの情報発信において、必要性の高いものについては、外国語での提供を進める。	女性・消費生活課

★新規事業

<施策の方向> 2.性的マイノリティーに対する理解の浸透

NO	事業名	事業内容	所管課
1321 ★	性的マイノリティーの理解のための啓発	性的マイノリティーへの理解を広めるため、講座または情報提供等により啓発を進める。	女性・消費生活課
1322 ★	性的マイノリティーの人権啓発の実施	性的マイノリティーの問題を正しく認識できるよう、関連情報を収集するとともに、人権講演会・キャンペーン・啓発映画・FMあまがさきスポット放送などを実施するなかで社会的認知に向けた情報提供および啓発を推進する。	人権啓発・国際化担当
1323 ★	性別表記の見直し	性同一性障がい者の人権擁護の観点から、申請書や証明書等の公文書について性別記載欄見直しの徹底を図る。	文書・公開担当

★新規事業

4 ひとり親家庭などの福祉の増進

ひとり親家庭、特に母子家庭では経済的な問題を抱える家庭も多く、就職活動や住宅の確保などで困難に直面することもあります。そのため、職業能力向上の機会の提供や、市営住宅への優先入居など、母子家庭の自立促進に取り組みます。

また、父子家庭においても子どもの養育等と仕事を両立させることが困難な家庭もあり、生活面での支援に努めます。

<施策の方向> 1.母子・父子家庭の自立と福祉の増進

NO	事業名	事業内容	所管課
1411	母子家庭の技能習得など訓練機会の提供	母子福祉センター等において、技能習得及び訓練機会に関する情報を提供する。	こども課
1412 ★	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母の就業をより効果的に促進するため、自立支援の施策を実施する。(自立支援教育訓練給付金事業・高等技能訓練促進費事業)	こども課
1413 ★	市営住宅への優先入居の実施(母子・父子世帯等)	指定した募集住宅について、募集戸数の3割の戸数を優先して抽選を行う。	住宅政策課
1414 ★	保育サービスの提供	保護者の就労等により、保育に欠ける児童の保育を行う。また、ひとり親家庭を含むすべての保護者から育児等の相談も受ける。	こども課 保育課

★新規事業

<施策の方向> 2. 母子家庭の自立促進のための拠点づくり

NO	事業名	事業内容	所管課
1421	母子生活支援施設の充実	母子寮などで、緊急保護を要する母子家庭に対する相談など支援体制の充実に努める。	こども課

5 障がい者・高齢者福祉の充実

障がい者や高齢者が、いきいきと安心して社会とのかかわりを持ちながら暮らすことができるよう、環境整備や生活自立支援などに取り組みます。

特に高齢社会を豊かで活力ある社会としていくために、高齢期の男女を支えられる側としてだけでなく、社会を支える重要な一員として捉え、地域社会等で活躍できるような機会を提供していきます。

<施策の方向> 1. 障がい者・高齢者が生活しやすい環境整備

NO	事業名	事業内容	所管課
1511	住宅改造支援	障がい者、高齢者が住み慣れた家で安心して生活でき、家族の介護負担が軽減されるように、理学療法士・ケースワーカー・建築士等による住宅改造の指導ならびに助成、生活機器の利用指導を行う。	高年福祉担当
1512	特定施設(公益的施設、公共施設及び共同住宅等の施設)の環境整備	不特定多数の市民が利用する建築物、道路、公園、公衆輸送機関等を高齢者等が容易に利用することができるようにするため、福祉まちづくり環境整備要綱に基づき整備を推進する。	健福局総務課(施設担当)

<施策の方向> 2. 障がい者・高齢者の生活自立支援

NO	事業名	事業内容	所管課
1521	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの充実	障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。	障害福祉課
1522	障がい者に対する就労支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の雇用促進に関し、市民や企業の理解を深めるため、公共職業安定所等と連携して啓発活動を推進する。 障がい者の地域生活を支援するために設置されている福祉的就労の場が、安定した運営ができるよう資金面での援助を行うとともに、自主製品の販路や場の確保などの支援を行う。 	障害福祉課
1523	高齢者の雇用	高齢者の就業機会の増大と生きがいの充実に図るため、(社)尼崎市シルバー人材センターを支援・育成する。	しごと支援課
1524	老人福祉センター事業	高齢者の生きがい活動を支援するため、学習情報や高齢者自身の交流と参加の場を提供するとともに、世代間交流などの事業を行う。	高年福祉担当
1525 ★	成年後見制度利用支援事業	認知症高齢者や知的障がい者など判断能力が不十分で親族の申立者がいない場合に、成年後見制度を利用するための市長申立を行う。	福祉課

★新規事業

<施策の方向> 3. 高齢者等の在宅生活継続の支援

NO	事業名	事業内容	所管課
1531 [1511]	住宅改造支援（再掲）	障がい者、高齢者が住み慣れた家で安心して生活でき、家族の介護負担が軽減されるように、理学療法士・ケースワーカー・建築士等による住宅改造の指導ならびに助成、生活機器の利用指導を行う。	高年福祉担当
1532	高齢者等が安心して暮らせるすまいの整備	高齢者や障がい者が安心して暮らすことができるよう、市営住宅の住戸改善（バリアフリー化）や、市ホームページで住まいに関する情報を掲載するなど、安全、快適で利便性に優れた高齢社会に対応する住まいの整備を推進していく。	住宅政策課
1533	老人看護（介護）相談事業、リハビリ訓練指導・学級、訪問リハビリテーション事業、難病相談事業、訪問看護ステーション支援事業	高齢者、脳卒中後遺症患者、難病患者、在宅寝たきり者が住み慣れた地域で在宅で暮らすことを実現するため、患者本人や家族の精神的、身体的負担の軽減を図る支援を行う。	健康増進課
1534 ★	高齢者等の総合相談・支援事業、権利擁護事業	地域の高齢者等の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整、虐待の早期発見など制度横断的な支援を行う。	高年福祉担当

★新規事業

6 国際的連帯の推進

男女共同参画社会の実現に向けての取組は、国際社会における取組と連動して進められてきました。今後も、国際的な流れを理解しながら、国際交流や情報提供などを推進します。

<施策の方向> 1. 国際交流の促進

NO	事業名	事業内容	所管課
1611	国際交流事業への男女の共同参画	姉妹・友好都市との交流事業を継続するとともに、尼崎市国際交流協会と連携して、男女共同参画の視点に立った各種事業を推進する。	秘書課 (国際交流担当)

<施策の方向> 2. 男女共同参画に関する国際的な情報の収集・提供

NO	事業名	事業内容	所管課
1621	諸外国の情報収集・提供	男女共同参画についての国際理解を深め、市民活動に生かす支援として、諸外国の男女共同参画に関する情報を収集・提供する。	女性・消費生活課

2 社会の制度・慣行等の見直し

1 学校等における男女共同参画の推進

学校教育においては男女共生教育が進められてきていますが、子どもの意識形成に対して学校教育が与える影響は大きいため、今後も学校教育全体を通じて男女共同参画の視点に沿った教育を推進します。進路指導においても、子どもたちが社会的性別（ジェンダー^{注9)}にとらわれない選択ができるよう、個性や能力を尊重した指導を推進します。

また、教職員等が男女共同参画の理念を理解したうえで日常の教育活動を行っているため、教職員等に対する研修も推進します。

<施策の方向> 1. 教職員等の意識と指導力の向上

NO	事業名	事業内容	所管課
2111	教職員研修の充実	学校教育において、男女共生教育を推進するため、教職員（幼・小・中・養・高）に対する研修の充実を図る。（管理職人権研修、3年目教員研修、人権教育研修講座等）	教育総合センター
2112 ★	保育士研修の実施	尼崎市基準保育計画に基いた人権保育の推進と充実を図るために必要な知識及び技能の習得など、保育士の専門性向上のための研修を実施する。また、県や団体等が実施する研修等の情報を提供する。	保育課 こども課

★新規事業

<施策の方向> 2. 学校教育における慣行の是正

NO	事業名	事業内容	所管課
2121	男女共生教育の推進	全教育活動の中で、男女の固定的な役割分担を前提とせず、人権の尊重・男女の協力・相互理解等の指導の充実に努めるとともに、男女が性別にかかわらず、互いにその個性を尊重しつつ、等しく責任を分かち合い、それぞれの能力を十分に発揮することができるような教育を推進する。	学校教育課
2122	技術・家庭科の男女共修の推進	高等学校では、家庭科の男女共修を引き続き実施し、中学校でも技術・家庭科の男女共修を推進し、その完全実施を図る。	学校教育課
2123 ★	男女混合名簿の実施	幼・小・中・高等学校における男女混合名簿を実施する。	学校教育課
2124	進路指導の充実	男女が個人として、能力・適性・興味・関心に応じて、性別にとらわれずに主体的に進路選択ができるよう、進路相談の充実に努めるとともに、中学校では、「進路学習ノート」の活用、高等学校では進路指導室の充実を図る。	学校教育課
2125 ★	男女共同参画の視点に立った情報教育の推進	インターネットをはじめ、様々なメディアの情報を男女共同参画の視点から主体的に取り、活用する能力を育成する。	教育総合センター

★新規事業

注9) 6ページの注3) 参照

<施策の方向> 3. 地域や家庭との連携強化

NO	事業名	事業内容	所管課
2131	地域や家庭に対する啓発活動の充実	各学校において、学校通信などの広報活動により、啓発活動を推進する。	学校教育課

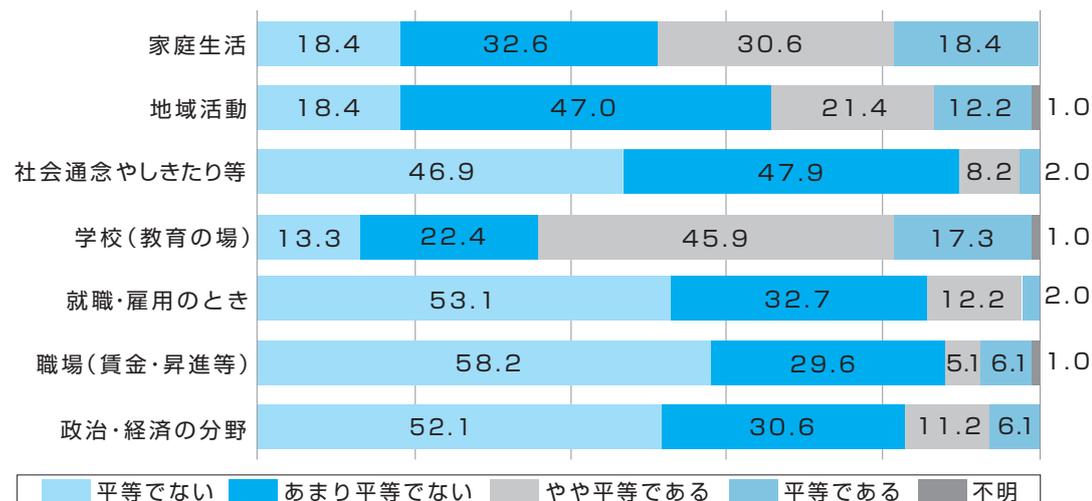
2 社会における男女共同参画の推進

社会生活の中の多くの分野において、男女が平等でないと感じられています。特に「社会通念やしきたり等」、「就職・雇用のとき」、「職場(賃金・昇進等)」、「政治・経済の分野」では、平等でないと感じる人が多くなっています。

男女共同参画社会づくりの基盤として、市民一人ひとりが固定的な役割分担意識にとらわれず、あらゆる場面において男女共同参画の視点を持つことが必要です。そのため、女性センターを中心として、男女共同参画に関する広報や啓発を広く進めるとともに、学習しやすい条件の確保や自主グループの支援に努めます。

また、男女共同参画社会づくりを阻害する人権侵害行為等には、市として適切に対応していきます。

図 男女平等感



資料出所：「男女共同参画社会をめざした市民意識調査」(ネットモニターアンケート 平成15年)

<施策の方向> 1. 男女共同参画に関する広報啓発の充実

NO	事業名	事業内容	所管課
2211	市報、市政TV、FM放送による広報、啓発	市報あまがさきをはじめ、あらゆる広報媒体を活用し、男女共同参画に対する理解を深める啓発を行う。	広報課 女性・消費生活課
2212	男女共同参画情報誌の発行	情報誌「フェミナル」を作成・配布することにより、女性センター事業や男女共同参画に関する施策の情報提供を行う。	女性・消費生活課
2213	法令等・制度の理解促進	男女共同参画及び女性の権利に関わりの深い法令等・制度について誰もが理解しやすいかたちで広報を行うなど、内容を周知する。また、権利が侵害された場合の相談窓口等についても情報提供する。	女性・消費生活課

<施策の方向> 2. 男女共同参画に関する学習活動の充実

NO	事業名	事業内容	所管課
2221	男女共同参画セミナーの実施	男女の固定的な役割分担意識を改め、男女共同参画社会づくりに資するセミナーを実施する。	女性・消費生活課
2222	託児ボランティア制度の推進	女性センターが実施する事業に子育て中の女性の参加を促進するため、ボランティアによる託児を実施する。	女性・消費生活課
2223	講座時の一時保育の実施	必要のある講座についてボランティアによる保育の実施に努める。	中央公民館

<施策の方向> 3. 男性の意識変革と生活自立

NO	事業名	事業内容	所管課
2231	男性セミナーの実施	固定的役割分担にとらわれない男性の生き方を考え、男女共同参画意識を普及するための講座を開催する。	女性・消費生活課

<施策の方向> 4. 男女共同参画に関する情報資料の収集・提供

NO	事業名	事業内容	所管課
2241	男女共同参画に関する図書・資料の収集・提供	市民の男女共同参画への理解を深めるため、女性センターの情報資料室において図書等の閲覧・貸出を行う。	女性・消費生活課
2242 ★	図書館での情報提供	図書館及び公民館図書室等の配本所において、男女の人権の尊重など男女共同参画に関する図書を提供する。	中央図書館

★新規事業

<施策の方向> 5. 女性団体・グループの支援とネットワークの推進

NO	事業名	事業内容	所管課
2251	女性団体・グループの支援と連携の推進	女性の自立と社会参加等を支援するため、多くの市民が参加できるフォーラムを開催し、女性団体・自主グループの育成と相互の連携を図る。	女性・消費生活課
2252 ★	地域コミュニティグループへの支援	地域の課題解決に取り組むグループに助成し、主体的な地域コミュニティの形成を促進する。	協働参画課

★新規事業

<施策の方向> 6. 男女共同参画に関する人権侵害への対応

NO	事業名	事業内容	所管課
2261 ★	申出処理制度の運営	男女共同参画社会づくりに関する施策や人権侵害行為などの申出について、申出処理委員の調査の結果を踏まえて、市が適切に対応する申出処理制度を運営する。	女性・消費生活課

★新規事業

3 政策・方針の企画・決定における女性の参画拡大

1 政策形成への女性の参画の促進

審議会などへの女性の登用について、平成12年度に20.6%であった登用率は平成18年度には27.9%に上昇しましたが、今後も新たな目標達成に向けて取り組みます。さらに、市役所において女性職員の企画立案管理部門への配置や管理職への登用を推進します。また、市政と関連の深い各種団体の意思決定部門への女性の参画についても啓発します。

<施策の方向> 1. すべての審議会などへの女性委員の登用推進

NO	事業名	事業内容	所管課
3111	審議会委員への女性の登用の推進	審議会等への女性委員の登用を推進するため、平成23年度末までに女性委員の登用率3分の1以上に向け、委員の選出規定の見直しや選出区分、選出方法の見直し等について、審議会等の所管課に対する働きかけを行う。	人事課 女性・消費生活課

<施策の方向> 2. 各種地域団体の意思決定部門への女性の参画促進

NO	事業名	事業内容	所管課
3121	出前講座の実施	市民の希望に応じて、市民が集まる場に職員が出向き、男女共同参画についての講座を実施する。	女性・消費生活課
3122	各種地域団体に対する協力依頼	各種地域団体において、女性が団体の意思決定に参画できるように、役員への女性の登用などの推進に理解を求める。	女性・消費生活課 関係各課

<施策の方向> 3. 企画立案管理部門等への積極的な女性職員の配置

NO	事業名	事業内容	所管課
3131	性別にとらわれない職域の拡大	庶務・経理等の職務だけでなく、企画、対外的な折衝等多様な職務に登用できるよう女性職員の職域の拡大を図る。	人事課
3132	女性職員の管理職への登用の推進	女性職員の能力が発揮できる環境づくりに努め、女性職員の管理職の比率を高めていく。	人事課
3133	女性教員の管理職への登用の推進	学校運営における、性別にとらわれない職務分担を推進する。	職員課
3134 ★	「尼崎市特定事業主行動計画」の推進	次世代育成支援対策推進法の趣旨に沿い、事業主の責任のもとに、勤務条件をはじめとする職場環境の整備や改善、男女の区別なく職業生活と家庭生活の両立が重要であるという意識の醸成、職場全体で子育て世代の職員を支えることのできる風土づくりなどを目的とした計画を推進する。	給与課

★新規事業

2 女性のリーダーシップの養成

政策・方針の企画・決定において女性が参画していくためには、女性自らのエンパワメント^{注10)}を支援することが必要です。そのため、女性センターにおいて女性団体・グループの支援を推進するとともに、女性も参加した主体的なまちづくりを促進します。また、市の女性職員に対する能力開発の研修に引き続き取り組みます。

<施策の方向> 1. 女性リーダーの情報提供と交流の場の提供

NO	事業名	事業内容	所管課
3211	女性人材情報の提供	地域社会で活躍する女性人材を幅広く交流活用できるよう情報提供する。	女性・消費生活課
3212 [2251]	女性団体・グループの支援と連携の推進（再掲）	女性の自立と社会参加等を支援するため、多くの市民が参加できるフォーラムを開催し、女性団体、自主グループの育成と相互の連携を図る。	女性・消費生活課

<施策の方向> 2. 市職員の能力開発と女性問題研修の充実

NO	事業名	事業内容	所管課
3211	女性職員の能力開発	女性職員の管理職登用拡大にむけて、女性リーダーを育成・支援するため各種研修へ女性職員を積極的に派遣するなど研修の充実を図る。	人事課 （能力開発支援担当）
3222	職員研修の実施	女性問題に対する職員の意識向上に向けた研修に積極的に取り組む。	人事課 （能力開発支援担当）

<施策の方向> 3. 女性が企画するまちづくりの推進

NO	事業名	事業内容	所管課
3231	女性リーダーの育成・支援	社会教育団体における女性リーダーを育成・支援する。	社会教育課
3232 [2252] ★	地域コミュニティグループへの支援（再掲）	地域の課題解決に取り組むグループに助成し、主体的な地域コミュニティの形成を促進する。	協働参画課

★新規事業

注10) 個人として、あるいは社会集団として意思決定過程に参画し、自律的な力をつけることです。

4 ワーク・ライフ・バランスの確立

1 家庭と仕事の両立支援

家事・子育て・介護は、固定的な役割分担意識などから、主に女性が担ってきました。そうしたなかで、共働き家庭においても女性が多くの家事を担っていたり、家庭で子育てを行う女性が子育てを一人で抱え込む負担感を持っているなどの状況がみられます。

そのような状況の改善のために、家庭での役割を男女が共に担う意識づくりや、家事・子育て・介護に関する具体的な知識や技術を身につけられるような啓発を推進します。

また、子どもは、家庭の中で生活習慣などを身につけ、保護者の意識に影響を受けながら成長していきます。子どもがそれぞれの個性を発揮し、多様な生き方を選択できるよう、男女共同参画の視点に立った家庭教育を支援します。

仕事と子育てや介護の両立には、大きな負担を伴います。男女いずれもが育児休業や介護休業を取得しやすいように、そして、多様な働き方が可能となるように啓発を進めます。

また、安心して子どもを産み育てることのできる、あるいは家族の介護を続けられる環境の整備に向けて、0歳児保育や病児・病後児保育などの多様な子育てニーズに対応する保育サービスや介護保険事業の推進など、子育ておよび介護の支援を充実します。

男性の働き方に関しては、仕事一辺倒のスタイルや自殺にもつながるほどのストレスなどの問題も指摘されており、働き方を見直して、家庭生活や地域生活への参画が可能となるよう、啓発を進めます。

<施策の方向> 1. 家庭における男女共同参画を推進するための啓発活動の充実

NO	事業名	事業内容	所管課
4111	家事・子育て・介護に関する男性対象講座の実施	男性が家庭と仕事を両立し、生き生きと活動していくことができるよう、男性対象の家事・子育て・介護に関する講座を実施する。	女性・消費生活課
4112 ★	男性のための子育て講座の実施	男性の育児参加を目的とした講座を実施する	健康増進課

★新規事業

<施策の方向> 2. 家庭教育に関する学習機会の提供

NO	事業名	事業内容	所管課
4121 ★	保育所における保護者への啓発	保護者が子どもに対して性別による固定的な役割分担意識で接することのないような啓発、男性の育児参加についての啓発を行う。	こども課 保育課
4122 ★	子育て家庭に対する啓発	保護者が子どもに対して男女共同参画の視点に立った家庭教育ができるよう、子育て家庭に対する講座を実施する。	女性・消費生活課

★新規事業

<施策の方向> 3. 育児・介護休業法の活用促進

NO	事業名	事業内容	所管課
4131	国・県のパンフレットによる育児・介護休業法の活用促進	国・県のパンフレットなどにより、育児・介護休業法の活用促進を行う。	しごと支援課

<施策の方向> 4. 保育サービス等の提供

NO	事業名	事業内容	所管課
4141	乳児保育の実施	法人保育園が実施する施設改修についての補助を行う。また、乳児保育の補完事業としてベビーホーム委託事業を実施する。	こども課
4142	一時保育・延長保育の実施	保護者が一時的に家庭保育が困難な場合、児童を保育園へ預けることができる一時保育事業を実施する。また、午後7時までの延長保育を実施する。これらの実施保育施設の拡充に努める。	こども課
4143	病児・病後児保育の実施	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気の児童に保育サービスを行う。	こども課
4144 ★	ファミリーサポートセンター運営事業	子育ての援助を行いたい者と援助を受けたい者を会員として組織化し、会員相互の子育てに関する援助活動を調整することにより、仕事と子育ての両立支援など、子どもを持つ家庭を支える環境をつくる。	保育課
4145 ★	地域での子育て支援	子育てに関する悩みや不安を解消し、安心して子育てができる環境を創出するため、公立保育所の園庭開放や親子サロンなど、親子が気軽に集まり仲間づくり及び情報交換ができる交流の場を身近な地域に設置する。	保育課
4146	子育て支援コーナーの充実	親子で気軽に立ち寄り、子ども同士のふれあいや遊びを通して、親同士の出会いや交流の場としての活用を図る。また、各種講座等を開催し、安心して参加できるように託児室を設置するとともに、子どもと高齢者等の世代間の交流の場や相談コーナーを設けて子育て支援の充実を図る。(パル(プレイルーム、子育て相談)、ファミリースクール、各種講座)	こども青少年企画課 保育課
4147	放課後児童健全育成事業(児童ホーム)・児童育成環境整備事業(こどもクラブ)の実施	小学生の健全育成のため、小学校低学年の留守家庭児童については、「児童ホーム」において、放課後、安全で衛生的な環境の中で、遊びや生活指導などを行う。また、全児童対象の「こどもクラブ」において、安全で安心な遊び場の提供と異年齢児童の交流の場を提供する。	児童課

★新規事業

<施策の方向> 5. 障がい者・高齢者の介護者負担の軽減

NO	事業名	事業内容	所管課
4151 [1521]	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの充実(再掲)	障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。	障害福祉課
4152	介護保険制度の普及	介護保険制度の市民・事業者への周知と支援を行うとともに、必要なサービス量の確保に努める。	介護保険課
4153	介護保険施設等の整備	介護保険施設等の整備充実を図る。	高年福祉担当 介護保険課

2 就労機会の拡大

女性の年齢別労働力率をみると、30～34歳で最も低下するM字型カーブを描いており、結婚・出産などにより退職する女性が多いことがうかがえます。いったん退職した女性が再就職を希望する場合には、雇用条件が厳しく、また、女性の職業能力の形成が不十分な面もあります。

そのため、女性が幅広い職種・業務に進出するために必要な知識や能力を主体的に身につけていくための機会を提供します。

図 女性の年齢（5歳階級）別労働力率（尼崎市）

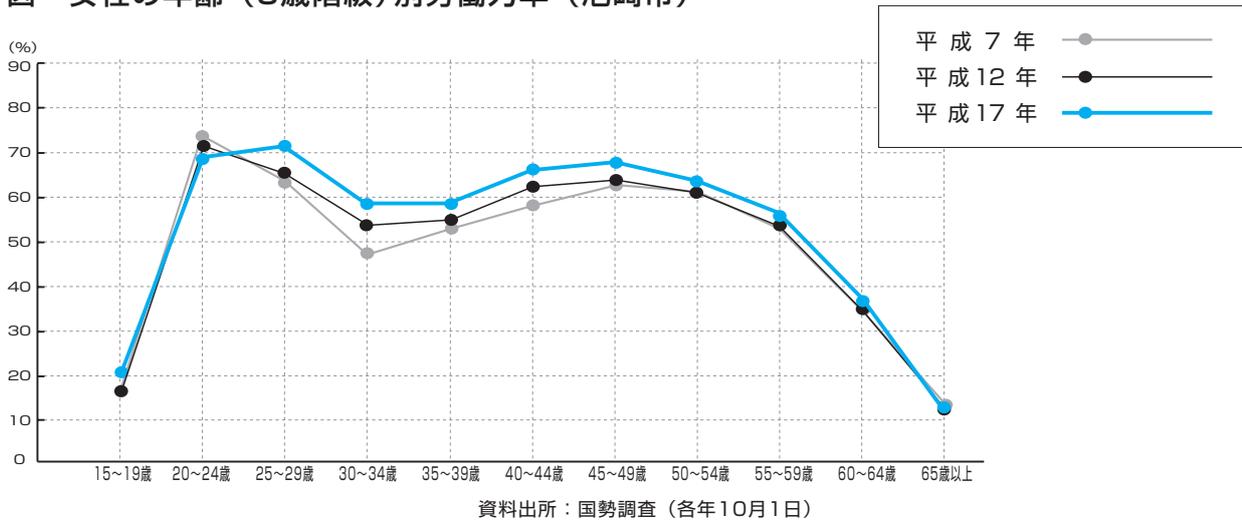
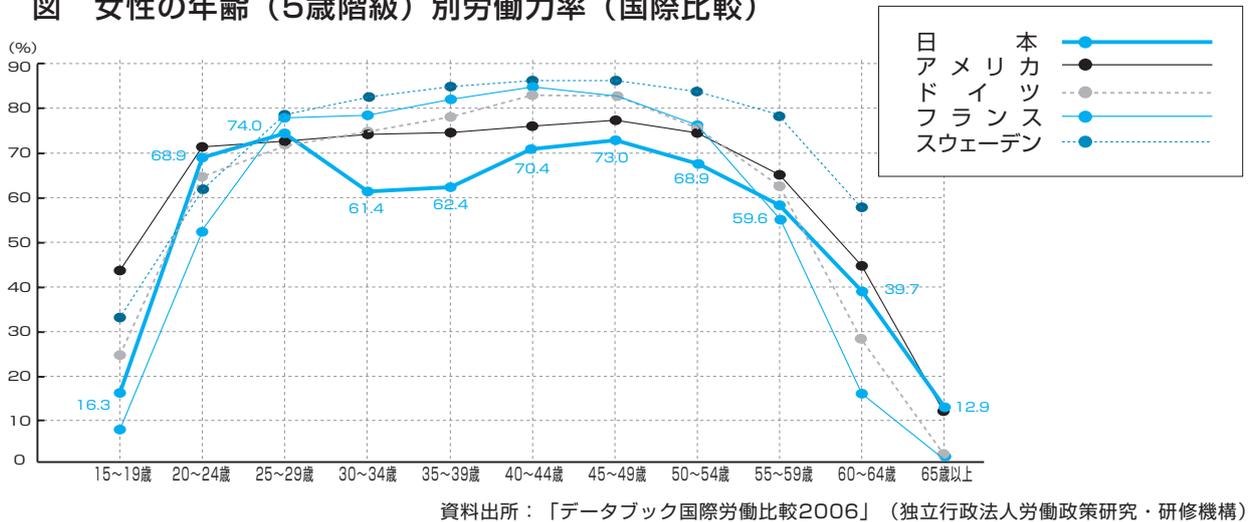


図 女性の年齢（5歳階級）別労働力率（国際比較）



<施策の方向> 1. 職業能力開発の機会の提供と充実

NO	事業名	事業内容	所管課
4211	各種資格取得講座の実施	女性の就労や労働条件を有利にするため、専門的知識、技能を習得し、資格を取得するための学習機会を提供する。	女性・消費生活課
4212	再就職支援セミナー	就労・起業のために必要な知識等を学び、職業能力の向上を図るための講座を実施する。	女性・消費生活課

<施策の方向> 2. 働く女性のための相談の充実と雇用情報の提供

NO	事業名	事業内容	所管課
4221	労働相談の実施	(財)尼崎市勤労者福祉協会への委託により、労働相談を実施する。	しごと支援課
4222 [1144]	女性センターにおける相談の充実（再掲）	子育てや介護、家族や夫との関係など女性が抱える様々な問題について弁護士、フェミニストカウンセラーによる相談を充実する。	女性・消費生活課
4223 ★	女性チャレンジひろば	再就職等にチャレンジする女性を総合的に支援するため、情報提供や相談の窓口となるチャレンジひろばを実施する。	女性・消費生活課

★新規事業

3 男女共同参画をめざす職場づくり

昭和60年の男女雇用機会均等法の施行以来、雇用をめぐる男女の不均等^{注11)}の是正が図られてきました。さらに平成18年の改正では間接差別の禁止が盛り込まれるなど、その範囲が拡大されました。

事業者に対してこれらの法の趣旨を周知するとともに、労働者からの相談への対応を推進します。また、雇用の場における事実上の格差を解消するためのポジティブ・アクション^{注12)}についても事業所に対する啓発を進め、先進的な事業者に対する表彰などに取り組みます。

職場におけるセクシュアル・ハラスメント^{注13)}については、女性への人権侵害であり、その防止についての事業者への啓発を推進します。

<施策の方向> 1. 働く男女や企業・事業主・労働団体に対する啓発

NO	事業名	事業内容	所管課
4311	国・県のパンフレットによる啓発	国・県のパンフレットなどにより、働く男女や企業・事業主・労働団体への啓発を行う。	しごと支援課
4312	事業者に対する啓発の実施	商工会議所と連携して講座等を実施するなど、事業者に対して男女共同参画の啓発を実施する。	女性・消費生活課
4313 ★	男女共同参画推進員（企業等）の活動の促進	身近な地域・職場など様々な場で、男女共同参画に関する講座や相談窓口等の情報提供を行う推進員に対する支援を行う。	女性・消費生活課
4314 ★	事業者への表彰の実施	男女共同参画社会づくりに積極的に取り組む市内の事業者を表彰し、モデル事業者として紹介を行う。	女性・消費生活課

★新規事業

注11) 表面上は性に中立であっても、実際には一方の性に著しく不利に働く基準で、業務の遂行上や雇用管理上、その必要性について合理的理由がないものことです。例えば、募集・採用における身長・体重・体力要件、コース別雇用管理制度における総合職の募集・採用における全国転勤要件、昇進における転勤経験要件が挙げられます。

注12) 7ページの注4)参照

注13) 10ページの注6)参照

<施策の方向> 2. 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止啓発

NO	事業名	事業内容	所管課
4321 [4311]	国・県のパンフレットによる啓発（再掲）	国・県のパンフレットなどにより、働く男女や企業・事業主・労働団体への啓発を行う。	しごと支援課
4322 [1144]	女性センターにおける相談の充実（再掲）	子育てや介護、家族や夫との関係など女性が抱える様々な問題について弁護士、フェミニストカウンセラーによる相談を充実する。	女性・消費生活課

<施策の方向> 3. 労働基準法の母性保護規定の遵守の啓発

NO	事業名	事業内容	所管課
4331	再就職準備講座での啓発	再就職準備講座等において、働くために必要な法知識等の普及に努める。	女性・消費生活課

4 多様な働き方に対する支援

労働者が多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの職務や能力に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることは、子育てや介護をしている男女のワーク・ライフ・バランスの確立のためにも必要です。労働時間の短縮・フレックスタイム制などの普及啓発を推進します。

また、パート・アルバイトや派遣労働等の非正規雇用者や家族従業者には女性が多く就業しています。パートタイム労働等の処遇・労働条件の改善に向けて、相談や情報提供などの支援に努めます。

<施策の方向> 1. パートタイム・派遣労働者等に対する相談及び情報提供

NO	事業名	事業内容	所管課
4411	労働条件実態調査の実施、相談事業・労働関係情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> 労働条件実態調査の中で派遣労働者に関する調査を実施する。 (財)尼崎市勤労者福祉協会に事業を委託し、労働相談を実施する。 パートタイム労働者等に関する資料の収集・提供を図る。 	しごと支援課

<施策の方向> 2. 労働時間の短縮、フレックスタイム制等の普及啓発

NO	事業名	事業内容	所管課
4421	国・県のパンフレットによる柔軟な勤務形態の導入の啓発	国・県のパンフレットなどにより、労働時間の短縮、フレックスタイム制など、仕事と家庭が両立しやすい勤務形態の導入に関する事業所への啓発を行う。	しごと支援課

5 まちづくりへの男女共同参画の促進

市民のボランティア意識が高まる中で、男女共同参画に関して意識の高い市民が、地域において自発的に男女共同参画について情報提供していくことで、市民の男女共同参画への理解が深まることが期待されます。市民と行政が連携・協力しながら啓発活動を推進します。

また、地域活動においては、方針決定の場は男性が中心となってきた一方で、活動の場では女性が中心となる傾向がみられます。男性が活動にも参加し、まちづくりを男女共に担うことができるよう、啓発を推進します。

あらゆる分野のまちづくりにおいて男女共同参画の視点に立った取組が必要ですが、とりわけ今後展開が望まれる環境保全活動や防災活動などに女性の一層の参画を促進します。

<施策の方向> 1. 市民による地域での男女共同参画の促進

NO	事業名	事業内容	所管課
4511 [4313] ★	男女共同参画推進員(地域)の活動の促進(再掲)	身近な地域・職場など様々な場で、男女共同参画に関する講座や相談窓口等の情報提供を行う推進員を支援する。	女性・消費生活課

★新規事業

<施策の方向> 2. 地域社会活動等の支援と男性の参加の促進

NO	事業名	事業内容	所管課
4521	ボランティア活動への男性の参加の促進	シニア世代も含めたボランティアの男性の参加を促進するため、男性が受講しやすいボランティア養成講座など内容を工夫していく。	福祉課
4522 ★	地域活動への男性の参加の促進	男性が地域活動に参加し、また、性別に関わらず活動の役割分担ができるような地域コミュニティの形成と協働のまちづくりを推進する。	協働参画課

★新規事業

<施策の方向> 3. 消費者活動・環境保全活動の推進

NO	事業名	事業内容	所管課
4531	くらしいきいき巡回講座の実施	地域の自主活動グループに対し講師を派遣し、男女共同参画の視点に立って、消費生活に関する知識や、身近な環境問題についての講座を実施する。	女性・消費生活課
4532	環境保全活動における男女共同参画	男女共同参画の視点に立って、環境学習会への講師派遣など環境保全活動を支援することにより、各種地域活動団体での環境活動リーダーの養成を図る。	環境政策課

<施策の方向> 4. 防災活動の推進

NO	事業名	事業内容	所管課
4541 ★	防火組織の育成	防火思想の普及及び家庭における火災予防の徹底を図るため、幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブの育成強化に努める。	予防課
4542 ★	消防団活動への女性の参画	防火・防災において女性の視点で取組を行えるよう、消防団活動への女性の参画を促進する。	消防局総務課
4543 ★	防災・災害復興における男女共同参画	被災現場への女性職員の配置や、防災・災害復興に関する方針決定の場への女性の参画など、男女共同参画の視点を持った防災施策を推進する。	防災対策課

★新規事業

5 女性の生涯にわたる健康の確保

1 性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する意識の浸透

生涯を通じた女性の健康を支援するうえで重要である、性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ^{注14)}）の視点に立った啓発を推進します。望まない妊娠や低年齢層の性感染症等の問題については、男女ともに正確な知識を持ち、人権としての性を尊重する意識を持つことができるよう、学校等における性教育を推進します。母性保護についても市民に対する啓発を推進します。

<施策の方向> 1. 学校等における性教育の推進

NO	事業名	事業内容	所管課
5111	性教育の推進	各学校において、学習指導要領にもとづき、発達段階に応じた生命と人権を大切にする性教育の推進を図る。	学校教育課
5112	思春期の性に関する心身の悩みの相談	保健室等で個別指導や教育相談を行うなど、性の不安や悩みに対する相談や性への健全な態度を培うように努める。	学校教育課
5113	有害情報の規制	学校等においてインターネット上の有害情報の取扱いにかかる啓発・指導を行う。青少年に悪影響を及ぼす有害図書等の回収を実施する。カラオケ、レンタルビデオ店等の設置場所や青少年のたまり場の実態を把握するために「環境実態調査」を実施する。	学校教育課 教育総合センター 青少年課
5114	学校と連携した性教育の実施	保健所・保健センター・各地域保健担当での随時相談を受けるほか、思春期の中学生等を対象に、赤ちゃんふれあい体験学習を行い、命の尊さを学ぶ機会をつくり、将来親になる意識を育てていく。	健康増進課

<施策の方向> 2. 母性保護についての意識啓発

NO	事業名	事業内容	所管課
5121	ママやパパのためのマタニティーセミナー（両親学級）の実施	母性の保護及び新生児の保育を主目的としたママやパパのためのマタニティーセミナー（両親学級）を開催する。	健康増進課 保健センター

2 女性の一生にわたる健康の保持増進

女性が妊娠・出産期において、安心して子どもを産み育てられるよう、健康支援を推進します。また、喫煙・アルコール・薬物・HIV／エイズ・性感染症など、女性の健康をおびやかす問題について啓発に取り組みます。また、成人期・高齢期等における女性の健康づくりに関しても検診等に取り組みます。

注14) 8ページの注5)参照

<施策の方向> 1. 女性の健康をおびやかす問題に対する予防・啓発

NO	事業名	事業内容	所管課
5211	喫煙・アルコール・薬物・HIV／エイズ・性感染症に関する啓発	地域・職域を対象とした健康講座、エイズ予防啓発キャンペーン、覚醒剤乱用防止キャンペーン等を通じ、喫煙・アルコール・薬物・HIV／エイズ・性感染症に対する予防啓発を図る。	保健企画課
5212	青少年健全育成・非行防止キャンペーン	青少年健全育成啓発活動の一環として、少年補導委員が中心となって、各種啓発用チラシ等の配付や薬害等啓発パネルによるキャンペーンを実施し、地域住民の意識を喚起するなど、地域ぐるみで問題解決に取り組む。	青少年課
5213	各種教室（思春期・エイズ・禁煙・成人健康）・保健師の健康相談	思春期の健康、エイズ、喫煙等に対する正しい知識を普及、啓発し女性の健康づくりを図る。また、学校と連携して防煙教室を実施する。	健康増進課 保健センター

<施策の方向> 2. 妊娠・出産期における女性の健康支援

NO	事業名	事業内容	所管課
5221	妊娠・出産期における健康支援	妊婦健康相談・後期妊婦健診の結果報告を活用し、妊娠中の健康管理と将来の疾病等の予防に努める。	

<施策の方向> 3. 成人期・高齢期等における女性の健康づくり支援

NO	事業名	事業内容	所管課
5231	更年期健康支援	更年期の健康づくり支援のための更年期教室、骨粗鬆症予防教室の取組を検討する。	健康増進課 保健センター
5232	子宮がん検診・乳がん検診の実施	子宮がん検診や市民検診の受診啓発を行い、また、受診結果を日常生活に生かし、健康づくりを進めていくための健康教室を実施していく。	健康増進課 保健センター
5233	生涯にわたるスポーツ活動の推進	スポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会と場を提供し、健康づくりやコミュニティづくりへの関心を高め、スポーツ・レクリエーション活動の普及・振興を図る。 （生涯スポーツサービスシステム事業・ふるさと探訪あまがさき市民ウォーク事業・市民レクリエーション大会）	スポーツ振興課

IV 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画を総合的かつ計画的に推進していくために、市長を本部長とする男女共同参画推進本部において、庁内の様々な分野の施策が男女共同参画社会づくりに配慮して実施されるように、連携・調整を図ります。

また、男女共同参画社会づくりの拠点施設である女性センターについては、引き続き指定管理者制度の活用により、啓発・就業支援、情報の収集・提供、女性のための相談、団体及びグループの育成、交流・支援などに取り組みます。

2 進捗状況の点検

計画の進捗状況については、事業の実施状況、数値目標の達成状況を毎年度調査し、男女共同参画審議会において点検するとともに、結果を公表します。

また、施策の効果を確認し、改善していくために、アンケート調査などにより市民意識の把握に努めます。

3 数値目標

計画を施策体系全般にわたって推進していくために、方針ごとに数値目標を可能な限り掲げ、取組を進めます。

1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶

方針番号	数値目標項目	目標値 (年度)	参考：現状値 (年度)	所管課	NO
1	尼崎市DV防止ネットワーク会議の開催回数	2回以上 (毎年度)	1回 (18年度)	女性・消費生活課	1146
2	メディアリテラシーに関する啓発講座の開催回数	1回以上 (毎年度)	—	女性・消費生活課	1221
3	外国語での男女共同参画関連情報の提供	1種類以上 (23年度)	—	女性・消費生活課	1314
4	母子家庭自立支援給付事業の給付予定件数 ① 高等技能訓練促進事業 ② 教育訓練給付金	① 7件 ② 20件 (19年度)	(18年度新規事業)	こども課	1412
5	市営住宅の住戸改善(バリアフリー化)	10戸 (毎年度)	10戸 (18年度)	住宅政策課	1532
6	女性センターにおける諸外国に関する資料数	増やす (毎年度)	10冊 (18年度)	女性・消費生活課	1621

2 社会の制度・慣行等の見直し

方針番号	数値目標項目	目標値 (年度)	参考：現状値 (年度)	所管課	NO
1	教職員研修の実施回数	1回以上 (毎年度)	1回 (18年度)	教育総合センター	2111
1	男女混合名簿の実施校	増やす (毎年度)	小43校中28校、 中19校中4校 (18年度)	学校教育課	2123
2	男女共同参画セミナー ののべ参加者数	増やす (毎年度)	延べ396人 (17年度)	女性・消費生活課	2221

3 政策・方針の企画・決定における女性の参画拡大

方針番号	数値目標項目	目標値 (年度)	参考：現状値 (年度)	所管課	NO
1	審議会等委員への女性の登用率	3分の1以上 (23年度)	27.9% (18年度)	人事課 女性・消費生活課	3111
1	課長級以上の女性の管理職の割合	10%以上 (21年度)	2.9% (18年度)	人事課	3132
1	「尼崎市特定事業主行動計画」の推進 ① 妻の妊娠から産後休暇までの期間で、年次有給休暇を含め、10日以上以上の休暇を取得する男性職員の割合 ② 職員1人あたりの年次有給休暇平均取得日数	① 当該男性職員の50%以上2日増やす、 ② 5日未満の取得実績の職員をなくす (21年度)	① — ② 年次有給休暇平均取得日数14.6日 (17年度)	給与課	3134
2	女性センターの登録グループ数	増やす (毎年度)	165団体 (18年度)	女性・消費生活課	3212
2	女性職員の能力開発に関する研修数	増やす (毎年度)	5研修 (18年度)	人事課 (能力開発支援担当)	3221

4 ワーク・ライフ・バランスの確立

方針番号	数値目標項目	目標値 (年度)	参考：現状値 (年度)	所管課	NO
1	延長保育	1,023人 (21年度)	943人 (18年度)	こども課	4142
1	放課後児童健全育成事業	1,900人 (23年度)	1,708人 (18年度)	児童課	4147
2	再就職支援セミナーの延べ参加者数	増やす (毎年度)	120人 (17年度)	女性・消費生活課	4212
3	男女共同参画表彰団体数	10団体 (19～23年度)	—	女性・消費生活課	4314
5	男女共同参画推進員数	延べ60人以上 (23年度)	21人 (18年度)	女性・消費生活課	4511

5 女性の生涯にわたる健康の確保

方針 番号	数値目標項目	目標値 (年度)	参考：現状値(年度)	所管課	NO
1	ママやパパのためのマタニ ティーセミナーの参加率	20%以上 (平成22年)	17.7% (14年度)	健康増進課	5121
2	10代の喫煙率・飲酒率	男女ともに0%を 目指して減らす (22年度)	喫煙率は [中1]男6.8%、女0.0% [高3]男34.3%、女18.0% 飲酒率は [中3]男30.6%、女21.8% [高3]男47.1%、女60.0% (14年度)	健康増進課 健康増進課	5213
2	(妊娠・出産をした方で) 妊娠・出産について満足して いる者	75%以上 (22年度)	65.6% (14年度)	健康増進課	5221
2	子宮がん検診受診者数	7,200人以上 (22年度)	4,783人 (14年度)	保健センター	5232

資料編

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 男女共同参画社会づくりを阻害する行為の禁止等（第7条・第8条）

第3章 男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的施策等（第9条－第21条）

第4章 申出等の処理（第22条・第23条）

第5章 尼崎市男女共同参画審議会（第24条）

第6章 雑則（第25条）

付則

私たちの生活の隅々到人権尊重の精神が行き渡り、すべての人々が、一人一人を大切に、多様な価値観や生き方を認め合い、男女が共に支え合う社会の実現は、市民共通の願いである。

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組とも連動しつつ、男女共同参画社会基本法の制定等男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

本市においても、男女共同参画社会づくりの指針となる計画を策定し、様々な施策を実施してきたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が依然として残っており、女性の人権を侵害する行為も絶えないことから、男女平等の実現にはなお一層の努力が必要とされている。

更に、少子高齢化の進行等社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力のある地域社会を構築するため、本市の恵まれた立地条件、社会基盤等を活用しつつ、「男女が共に働きやすいまち」、「男女が共に子育てをしやすいまち」、「配偶者等からの暴力を許さないまち」を目指すうえでも、男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められている。

ここに、私たちは、市、市民及び事業者が共に、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意するとともに、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的かつ計画的に推進していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（この条例の目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会づくりに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会づくりに関する市の施策の基本的事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会づくり 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内におい

て、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会づくりにおける基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会づくりを阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者の活動の方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画社会づくりは、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。
- (6) 男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (7) 地域社会を構成する市民一人一人が、互いの人権を尊重の上、主体的かつ自律的に男女共同参画社会づくりのための活動に参画し、共に取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画促進施策」という。）を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画促進施策以外の施策で男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められるもの（以下「男女共同参画影響施策」という。）の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会づくりの視点に立って的確に対処しなければならない。

3 市は、男女共同参画促進施策及び男女共同参画影響施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者（以下「市民等」という。）と連携して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりに関する理解を深め、男女共同参画社会づくりに主体的かつ自律的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画促進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりに寄与するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画促進施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画社会づくりを阻害する行為の禁止等

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント（職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性的な言動により相手方の生活の環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）
- (3) 配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為
（公衆に表示する情報に関する留意）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的施策等

（男女共同参画計画）

第9条 市長は、男女共同参画促進施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画促進施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画促進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画を策定しようとするときは、あらかじめ尼崎市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（年次報告）

第10条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を取りまとめた年次報告を作成し、これを公表するものとする。

（調査研究）

第11条 市は、男女共同参画促進施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

（市民等の意見の反映）

第12条 市は、男女共同参画促進施策の策定及び実施に当たり、市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第13条 市は、男女共同参画促進施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（男女共同参画社会づくりに関する教育の推進）

第14条 市は、男女共同参画社会づくりを促進するため、学校教育及び社会教育において、必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の理解を深めるための措置）

第15条 市は、男女共同参画社会づくりに関する市民等の理解を深めるため、広報活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(市民等に対する支援)

第16条 市は、男女共同参画社会づくりの促進に関する活動を行う市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立の支援)

第17条 市は、家族を構成する男女が共に、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動と職域、学校、地域等における活動とを両立して行うことができるよう必要な支援を行うものとする。

(事業者等への支援等)

第18条 市は、事業者に対し、職場等の環境の整備その他の男女共同参画社会づくりに関する取組を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、商工業その他の分野における個人で営まれる事業において、家族のうち当該事業に従事している者に対し、その役割が適正に評価され、経営の方針及び手法の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されるよう情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

3 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画社会づくりの状況に関する調査について協力を求めることができる。

4 市長は、第1項に規定する取組を積極的に行う事業者を表彰することができる。

(市における男女共同参画の機会の確保)

第19条 市は、女性職員の職域の積極的な拡大及び能力開発に努めるものとする。

2 市は、附属機関その他これに準じるものの委員を委嘱し、又は任命するときは、男女の数の均衡に努めるものとする。

(配偶者等からの暴力の防止等)

第20条 市は、関係機関と連携して、配偶者等からの暴力の防止に努めるとともに、当該暴力の被害を受けた者を保護し、及び自立を支援するため必要な措置を講ずるものとする。

(推進員等)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、男女共同参画促進施策の円滑な実施を図るため、推進員等を置くことができる。

第4章 申出等の処理

(申出等の処理)

第22条 市民等は、市長に対し、市が実施する男女共同参画促進施策若しくは男女共同参画影響施策について改善等を申し出、又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会づくりを阻害する人権侵害行為について相談することができる。

2 市長は、前項の規定による申出又は相談(以下「申出等」という。)があったときは、必要に応じ、尼崎市男女共同参画申出処理委員(以下「申出処理委員」という。)の意見を聴いた上で、速やかに当該申出等を適切に処理するため必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の規定による措置を講ずるに当たり、必要があると認めるときは、あらかじめ尼崎市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(申出処理委員)

第23条 前条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査させるため、申出処理委員を置く。

2 申出処理委員は、3人以内とし、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱

する。

- 3 申出処理委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 4 補欠の申出処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 尼崎市男女共同参画審議会

(尼崎市男女共同参画審議会)

第24条 第9条第3項及び第22条第3項の規定によりその権限に属させられた事項その他男女共同参画社会づくりの促進に関する重要な事項を調査審議させるため、尼崎市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員12人以内で組織する。
- 3 委員のうち、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 委員は、学識経験者、市議会議員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

- (1) 第9条、第10条及び第5章の規定 平成18年4月1日
- (2) 第4章の規定 規則で定める日
(平成18年規則第70号で、平成18年7月1日から施行)

付 則 (平成18年6月30日条例第40号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市男女共同参画社会づくり条例（平成17年尼崎市条例第59号。以下「条例」という。）第24条第7項の規定に基づき、尼崎市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第3条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第4条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 第2条第3項、第3条及び前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第6条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、委員を補佐して、担当事務を処理し、又は会務に従事する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境市民局において処理する。

(運営の細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 最初に招集される審議会は、第3条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

尼崎市男女共同参画審議会委員名簿

	部会員	氏 名	勤務先・役職等
会 長	○	立木 茂雄 (たつき しげお)	同志社大学社会学部教授
副会長	○	勝木 洋子 (かつき ようこ)	兵庫県立大学環境人間学部教授
委 員		荒木 伸子 (あらき のぶこ)	市議会議員
//		石橋 文治 (いしばし ぶんじ)	尼崎労働者福祉協議会副会長
//		大石 治男 (おおいし はるお)	尼崎商工会議所専務理事
//	○	木村 治子 (きむら はるこ)	弁護士(兵庫県弁護士会)
//	○	胡中 智礼 (こなか ともひろ)	公募市民
//		高島 ふさ子 (たかしま ふさこ)	尼崎市女性団体協議会会長
//	○	高見 香織 (たかみ かおり)	公募市民
//		野村 カヤ子 (のむら かやこ)	尼崎市連合婦人会副会長
//		福島 さとり (ふくしま さとり)	市議会議員
//	○	山中 速人 (やまなか はやと)	関西学院大学総合政策学部教授

尼崎市男女共同参画審議会開催経緯等

	開 催 日	議 題
第 1 回	平成18年6月28日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の審議会運営について ・条例、その他男女共同参画に関する動きについて ・意見交換
第 2 回	平成18年7月26日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・現状(事業の進捗状況等)に関する意見交換 ・主な課題の整理
第1回部会	平成18年8月23日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・施策体系の検討 ・事業の検討
第2回部会	平成18年9月22日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・施策体系の検討 ・事業の検討
第3回部会	平成18年10月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の検討
第4回部会	平成18年11月8日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の検討
第 3 回	平成18年12月5日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画計画素案の検討
第 4 回	平成18年12月26日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画計画素案の検討
第 5 回	平成19年3月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見公募手続およびオープンフォーラムでの意見の取扱いについて ・尼崎市男女共同参画計画答申について

市民意見公募手続(パブリックコメント)

募集期間 平成19年2月8日(木)～2月28日(水)
市民意見数 68件(5人・1団体)

男女共同参画計画案オープンフォーラム

開催日 平成19年2月10日(土)
参加者 19人

尼崎市と国内外の男女共同参画に関する動き

年 代	世 界	国 内	尼 崎 市
昭和49年 (1974年)			○尼崎市立勤労婦人センター開館
昭和50年 (1975年)	○国際婦人年世界会議をメキシコシティで開催 133か国参加 「世界行動計画」「メキシコ宣言」を採択 ○国連総会で1976年～1985年を「国連婦人の10年」に決める	○内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置	
昭和51年 (1976年)	○「国際婦人の10年」スタート	○民法改正（離婚復氏制限の廃止）	
昭和52年 (1977年)		○婦人問題企画推進本部において「国内行動計画策及び「国内行動計画前期重点目	
昭和54年 (1979年)	○国連「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択		
昭和55年 (1980年)	○国際婦人の10年、中間年会議をコペンハーゲンで開催 「国際婦人の10年後半期行動プログラム」を採択 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」署名式	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に賛同し署名 ○民法改正（配偶者の相続分引上げ）	
昭和56年 (1981年)	○ILO第156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）採択	○婦人問題企画推進本部が婦人に関する施策の「国内行動計画後期重点目標」を発表	
昭和58年 (1983年)			○産業労働局婦人生活部勤労婦人課を設置
昭和59年 (1984年)		○国籍法改正（父系血統主義から父母両系主義へ）	
昭和60年 (1985年)	○国際婦人の10年、最終年世界会議をナイロビで開催 「西暦2000年に向けて婦人の地位向上のための将来戦略」を採択	○文部省検討会議において家庭科の男女履修の機会均等を表明 ○女子差別撤廃条約に日本批准	○女性の意識と行動についてのアンケート調査実施
昭和61年 (1986年)		○男女雇用機会均等法及び改正労働基準法施行 ○婦人問題企画推進本部において、西暦2000年に向けて、国内行動計画を策定開始 ○婦人問題企画推進本部拡充 婦人問題企画推進有識者会議（婦人問題企画推進会議の後身）設置 ○史上初の女性党首誕生	○パートタイマー女性の現状と意識についてのアンケート調査を実施 ○尼崎市女性問題行政推進連絡会議を設置
昭和62年 (1987年)	○女子差別撤廃委員会に日本が初の委員に	○婦人問題企画推進本部が「西暦2000年に向けての国内行動計画」策定～男女共同参加型社会の形成～	○尼崎市女性問題懇話会を設置
昭和63年 (1988年)		○労働基準法改正（労働時間の短縮）	○尼崎市女性問題懇話会より中間提言を受ける
平成元年 (1989年)		○「雇用保険法」を改正 ○婦人の現状と施策～新国内行動計画に関する報告書～を発表 ○パート減税法の成立 ○新学習指導要領公示（家庭科の中学・高校男女必修） ○「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」策定	○尼崎市女性問題懇話会より最終提言を受ける
平成2年 (1990年)	○「国際識字年」 ○国際婦人の地位委員会においてナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論を採択		○女性問題解決のための市民意識調査を実施 ○男女雇用機会均等法普及啓発対談会を開催 ○女性情報誌「フェミナル」を創刊

年 代	世 界	国 内	尼 崎 市
平成3年 (1991年)		○「育児休業法」成立 ○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定 「共同参加」→「共同参画」	
平成4年 (1992年)		○「育児休業法」施行 ○初の婦人問題担当大臣設置	○尼崎市女性行動計画策定委員会を設置 ○「尼崎市女性団体協議会」設立 ○民間企業における女性の雇用についての実態調査を実施
平成5年 (1993年)	○国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	○中学校での家庭科の男女必修完全実施 ○「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」公布	○尼崎市女性行動計画策定委員会から報告を受ける ○尼崎市女性行動計画策定 ○尼崎市立女性・勤労婦人センター運営委員会設置
平成6年 (1994年)	○「国際家族年」	○高等学校での家庭科の男女必修実施 ○総理府に男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置 ○「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」策定 ○「新ゴールドプラン」策定	○産業労働局婦人生活部勤労婦人課から産業労働局女性生活部女性生活課に改称
平成7年 (1995年)	○「第4回世界女性会議」を北京で開催「北京宣言」「行動綱領」を採択	○ILO第156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）批准 ○「育児・介護休業法」施行	
平成8年 (1996年)		○「男女共同参画ビジョン」答申 ○「男女共同参画2000年プラン」策定	○「第7回女性問題全国都市会議」開催
平成9年 (1997年)		○「男女共同参画審議会設置法」施行 ○「介護保険法」公布	
平成10年 (1998年)			○「日本女性会議'98あまがさき」開催
平成11年 (1999年)		○「改正男女雇用機会均等法」施行 ○「男女共同参画社会基本法」施行	○男女共同参画社会をめざした市民意識調査を実施 ○産業労働局女性生活部女性生活課から市民局女性生活部女性生活課に改称 ○尼崎市女性行動計画の一部改定に向けた策定委員会設置
平成12年 (2000年)	○国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」開催	○介護保険制度導入 ○「児童虐待の防止等に関する法律」施行 ○「ストーカー規制法」施行 ○男女共同参画基本計画策定	○尼崎市男女共同参画プラン策定 ○尼崎市男女共同参画推進本部設置
平成13年 (2001年)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ○第1回「男女共同参画週間」	○尼崎市男女共同参画プラン推進懇話会設置
平成14年 (2002年)		○「改正育児・介護休業法」施行介護休暇制度導入の努力義務、短時間勤務、フレックスタイム制度の対象拡大など	○市民局女性生活部女性生活課から市民局生活文化部男女共同参画課に改称 ○「男女表現ガイドライン」策定 ○「DV対策」策定 ○尼崎市DV防止ネットワーク会議設置
平成15年 (2003年)		○「次世代育成支援対策推進法」施行	○「ネットモニターアンケート」実施 ○「男女共同参画社会づくりワークショップ」実施
平成16年 (2004年)		○「改正DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）」施行	○「（仮称）尼崎市男女共同参画社会づくり条例」検討委員会設置 ○指定管理者制度導入、尼崎市立女性・勤労婦人センターの管理運営を指定管理者が代行
平成17年 (2005年)	○国連「北京+10」世界閣僚級会合（第49回国連婦人の地位委員会）を開催	○「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	○「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」制定
平成18年 (2006年)		○「改正男女雇用機会均等法」成立 施行は平成19年（間接差別禁止、男性へのセクハラ禁止）	○尼崎市男女共同参画審議会を設置 ○尼崎市男女共同参画申出処理制度を開始

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条） 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、

男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勧案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勧案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項

に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第二百号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第六十号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

尼崎市環境市民局市民部女性・消費生活課

〒661-0033 尼崎市南武庫之荘3丁目36番1号

電話：06(6436)8635 FAX：06(6436)5757

E-MAIL：ama-jo@city.amagasaki.hyogo.jp



古紙配合率100%
再生紙を使用しています。